

議事日程 (第3号)

平成26年 6月24日 午前10時00分開議

- 日程第 1 発言取り消しの件
- 日程第 2 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2～日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第26号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第27号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第28号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第5～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第29号議案 消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入について
(日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書
第 7 号
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援
第 8 号 を求める意見書
- 日程第10 意見書案 中小企業の事業環境の改善を求める意見書
第 9 号
(日程第9～日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 玄海原発の再稼働に反対する意見書
第 10 号
(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 旧日本軍「慰安婦」問題に対して、日本政府の誠実な対応を
第 11 号 求める意見書
(日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求める意見書
第 12 号

(日程第 1 3 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 1 4 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
総合政策部長	柴田精一郎君	市民部長	高橋 洋君
保健福祉部長	白橋 宏君	建設産業部長	後藤 哲治君
教育部長	松尾 壮吾君		
環境上下水道部長		永野 博之君	
市立病院事務長 ...	芳野 文昭君	消防長	須本 弘幸君
総務課長	園田 孝君	財政課長	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長		村上 智裕君	
企画政策課長	藤崎 幹彦君	課税課長	貞末 孝光君
人権男女共同参画課長		蛙田 由美君	
介護保険課長	小南 敏夫君	健康増進課長	岩河内弘子君

産業振興課長 …… 古賀 敬英君 教育総務課長 …… 田中 英敏君
消防本部総務課長 …………… 新垣 賢司君
予防課長 …………… 林 誠志君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君 書 記 岡 和訓君
書 記 船元 幸徳君 書 記 熊谷 浩二君

午前 9 時58分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。

会議に入る前に、市長から報告したい旨の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

このたび、今月の 18 日でございますが、大変残念なことに当市職員 1 名が窃盗容疑で県警のほうに逮捕される事態となっております。

昨年の生活保護費の不正受給事件の発覚以降は、全職員に対しまして公務員としての自覚と責任をしっかりと持ち、倫理規範を高め一日も早い市民の皆さまへの信頼回復に努めなければならないと、そのような強い思いを機会あるごとに発信をまいりました。

また、このような事件の再発防止に全庁的に取り組んできたところでございますが、この市民への信頼回復どころかさらに行政への不信感を抱かせる、このような事件が再度発覚いたしましたことに対しまして、全職員の管理監督責任にある市長といたしまして、市民の皆様へ心よりお詫びを申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

度重なる職員の不幸事には、私自身本当に慚愧の念と無念さでいっぱいでございます。しかしながら、最高責任者といたしまして辛抱強く、また粘り強く職員の資質向上にこれからも努めてまいりたいと、そのように思っております。

最後に、一言だけつけ加えさせていただきたいと、そのように思っておりますが、当市の職員、そのほとんどが公務員としての職務を本当に一生懸命努めているところでございます。その点は、どうぞ皆さんご理解をいただきたいと、そのように思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は 19 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 発言取り消しの件

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 1、発言取り消しの件を議題といたします。

草場満彦君から、6 月 12 日の会議における発言について、一部不穏当な部分を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、草場満彦君からの発言の取り消しを申し出を許可することに決しました。

日程第2. 承認第3号

日程第3. 承認第4号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第2、承認第3号及び日程第3、承認第4号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第3号及び承認第4号につきましては、平成26年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりまして一括してご報告を申し上げます。

まず、承認第3号平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきまして、ご報告を申し上げます。

平成25年度の中間市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては57億3,090万円、また歳出総額にあつては69億8,170万円となり、差し引き12億5,080万円の不足が生じております。これを補填するため、平成26年度補正予算といたしまして、歳出につきましては11款の前年度繰上充用金に、また歳入につきましては、11款の諸収入に12億5,080万円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億233万円といたしました。また、平成25年度、単年度決算につきましては、1億4,170万円の赤字決算となりました。

この主な要因といたしましては、歳入の国庫特別調整交付金のうち退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多である場合に交付されます交付金が、平成24年度におきましては1億1,890万円交付されましたが、平成25年度におきましては交付基準を満たさなかったことから交付されませんでした。また、歳出の保険給付費の減額に伴い、歳入の国・県補助金等が減額となりました。

このように、見込んでおりました歳入が大幅に減少いたしましたことから、歳出の保険給付費は抑えることができたものの、単年度赤字となったものでございます。

今後は、保険税の徴収を強化をし、滞納額の削減を図るとともに保健事業に力を入れ、国民の健康増進による医療費の減少に努め、また国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

次に、承認第4号平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につ

きまして、ご報告を申し上げます。

平成25年度の中間市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては6,220万円、また歳出総額にあつては5億6,700万円となり、差し引き5億480万円の不足が生じております。これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ5億484万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億876万円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、5,890万円の黒字決算となっております。

今後におきましても、未収債権の回収に鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

ご審議の上ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について意見を申し述べます。

昨年度の決算での繰上充用額が11億900万円でしたが、今年度は1億4,184万円増の12億5,084万円となっています。今、国保広域化の急速な動きの中で、赤字を抱えた自治体としてどうするかが中間市としても具体的に迫られてくると思います。

市長は、3月議会での私の一般質問に対して、国や県が何とかしてくれるのではないかと答弁でした。私もそうしてくれたらなという思いは同じであります。

しかし、国内全体としても国保は赤字です。他の自治体では、一般会計からの法定外繰入でなんとか赤字解消のためにやり繰りをしています。

そうした中であつて、中間市のような赤字を抱える自治体は少数であり、また余りにも異常な赤字の中間市のような保険者に国や県がそれなりの配慮をするということは、自治体間、つまり国保の保険者間の不公平を生むことになり、楽観的には考えられないのではないのでしょうか。こうした赤字については、一気に解決に向けて対応するということでは

なく、今からでも地道に繰り入れを実施することによって少しでも好条件下に持っていく努力をするべきではないでしょうか。

反対意見としてではなく、要望意見として発言をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

これより、専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については承認することにご異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決しました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については承認することにご異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は承認することに決しました。

日程第4. 第26号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、第26号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第26号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ172億1,900万円とするものです。

財源といたしましては、歳入予算に、地域振興整備基金繰入金が90万円増額補正されております。

歳出のうち当委員会所管部分として、官営八幡製鐵所「遠賀川水源地ポンプ室」の世界文化遺産登録に向けた全庁的な取り組みを市民の皆様に周知するために、窓口担当職員等が着用するポロシャツ200着の購入費が、総務費に70万円計上されております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第26号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において、土木費の公園費に7月1日から無人化されるJR筑前垣生駅の駅前広場等の管理委託料として18万7,000円が計上されております。

具体的な内容としては、週5日間、午前7時から9時まで駅前広場、トイレ及び駅舎の清掃管理並びに駐輪場の管理を委託するものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、第26号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第5. 第27号議案

日程第6. 第28号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第5、第27号議案及び日程第6、第28号議案の条例改正2件を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第27号議案中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正の理由といたしましては、平成26年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、法人市民税における、法人税割の税率の引下げ等の改正がなされたことから、中間市市税条例を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の主な内容でございますが、法人税率の税割を平成26年10月1日から、それまでの14.5%から11.9%に引き下げるもの。

次に、2点目として、平成27年4月1日から軽自動車、原動機付自転車等の税額を引き下げるもの。

次に、3点目として、平成28年4月1日から3輪以上の軽自動車に対して、当該自動車が車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税について、おおむね20%の重課税率を適用するものなどです。

討論において、委員から「消費税増税に伴って、地方自治体間の税収の格差調整のために、法人市民税を引き下げた分を原資とした国税を創設しようとしているが、本来そういうやり方ではなく、これまでどおり国と地方間の税源配分でそういう措置をすべきであることなどから、反対する。」という意見が出されました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第28号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容としては、平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、多数の死傷者が発生した事件等を踏まえ、多数の者が集まる催しについての防

火安全対策を図るため、液体燃料等を使用する催しにおいては、消火器の準備を義務づけ、また、対象火気器具等を使用する露店等が開設される催しにおいては、消防長への事前の届け出を義務づけるものとなっております。

委員から、対象となる催しについての質疑があり、執行部から、さくら祭、川まつり、やっちゃれ祭、が該当しますとの答弁がありました。

条例の施行日は、平成26年8月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいま委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第27号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

一つは、法人市民税の税率を引き下げ、新たに地方法人税を創設し、その税込金額を地方交付税の原資とすることについてです。消費税増税に伴う地方消費税の増収によって拡大する地方自治体間の税込格差を法人住民税などの見直しで是正するため、地方法人税、国税を新たに創設しました。これに伴い、法人住民税、法人税割の税率を14.5%から11.9%に引き下げます。引き下げ分は地方法人税として徴収され、地方交付税特別会計に繰り入れられます。

このように、地方税の一部を国税化し、自治体間の税込格差を調整するために地方交付税として配分することとされていますが、自治体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方財政を拡充する中で行われるべきです。このような形での自治体間の税込格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものであることから反対いたします。

この税率引き下げによる地方税の減収見込額は、平年度で道府県税1,965億円、市町村税2,943億円の合計4,908億円です。ちなみに、中間市の地方税は減収の見込みと言われています。

二つ目は、軽自動車税の税率が引き上げられていることです。自動車取得税の引き下げ

に伴い、代替財源の確保のために、軽自動車や原付オートバイなどに係る軽自動車税が大幅に増税されます。

日本国内における軽自動車の普及状況は新車販売台数で40%近いシェアを占めており、特に地方部や都市郊外において普及しています。その背景には、長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が国民にとって重いものとなり、価格や維持費とともに比較的安い軽自動車の需要が高くなっている実態があります。とりわけ、公共交通が少なく不便になった地域では1世帯で複数台所有するなど、住民の重要な移動手段となっています。また、原付2輪車は公共交通機関の運行がない深夜や早朝に働く労働者の足になっています。

今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱えている地方部や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなります。自動車業界の要望に応じて自動車取得税の減税、廃止して、その減収のつけを軽自動車税の増税で賄うことは、国民に対して消費税増税に加えての二重の負担を押しつけるものであります。

以上のことから、この条例に反対をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第27号議案及び第28号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第27号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 7. 第 29 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 7、第 29 号議案消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 29 号議案消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入についての審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

消防救急無線につきましては、従来からアナログ通信方式による音声を中心とした運用がなされておりましたが、平成 28 年 6 月 1 日から消防救急無線はデジタル通信方式へ完全移行することが、総務省により決定されております。

このため、既存の設備をデジタル無線に対応できる設備に、ほぼ全面的に取りかえる必要があることから、移行期限までに円滑に事業を実施するため、平成 25 年度にコンサルタント業者と委託契約を締結して実施設計が行われております。

消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入にあたりましては、4 月 21 日に予定価格を 4 億 1,799 万 5,640 円とし、2 社による入札を行った結果、西日本電信電話株式会社北九州支店が 4 億 1,796 万円で落札したことから同日付で同社と仮契約が締結されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議の程、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、第 29 号議案消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 意見書案第7号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第8、意見書案第7号脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

佐々木晴一君。

○議員(12番 佐々木晴一君)

おはようございます。明政クラブの佐々木晴一でございます。

意見書案第7号脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

近年、薬事法で製造や輸入、販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片を混ぜ、「お香」、「アロマ」などと称したいわゆる脱法ハーブが出回っており、これを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されています。

また、ことし2月4日、福岡市中央区天神で脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、15人に重軽傷を負わせるなど、第三者に被害を与える事件も私たちの福岡でも起きております。

このような状況の中、脱法ハーブをめぐっては、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物として指定されれば再び化学構造を少し変化させて流通させるということが繰り返されております。指定薬物の拡大だけでは、対処できておりません。

脱法ハーブは、覚醒剤、麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されています。青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は、喫緊の課題でございます。

平成24年度において、福岡市、北九州市、直方市をはじめ多くの自治体が、同趣旨の意見書を国に上げ、そのことから平成25年5月に「麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立いたしましたけれども、麻薬取締官及び麻薬取締員が約定違反に対する職務につけるようになったことと、疑わしき薬物を少量収去できるようになっただけに過ぎません。さらに、ことし4月より指定薬物に限って所持、使用、購入等ができないようになりましたが、これも指定薬物でなければ、今なおおとがめはありません。

このように、同法が成立したにもかかわらず、指定薬物の包括規定が同法に盛り込まれなかったために、未だに、脱法ハーブ専門店が堂々と営業しているありさまです。このような状況では、わが町においても、いつそのような店や自販機が進出するかわかりません。

よって、国におかれましては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望

するものであります。

一つ、成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。

一つ、特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、意見書案の趣旨説明を終わります。

議員の皆様のご賛同を心よりお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第7号脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 意見書案第8号

日程第10. 意見書案第9号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第9、意見書案第8号及び日程第10、意見書案第9号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。意見書案２題につき、提案理由の説明を行います。

初めに、地域包括ケアシステムの構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

現在、本年度の診療報酬改定や国会における地域医療介護総合確保法案の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成２７年度からの第６期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる２０２５年の姿を展望しながら、増額される保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところです。

本年４月から引き上げられました消費税財源を的確に活用しながら、それぞれの自治体の実情に応じて、国の支援を図るよう、次のとおり要望いたします。

１、介護人材について、２０２５年に向けさらに１００万人のマンパワーが必要とされております。さらに介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。

２、今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われましたが、集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行うこと。

３、創設される連携協約制度の活用など、市町村への適切な情報提供に努めること。

４、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。

５、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、５点について要望いたします。

続きまして、中小企業の事業環境の改善を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然として厳しいといえます。国際通貨基金は、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げています。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、中小企業の収益力向上に繋がる事業環境の改善が求められます。

また、中小企業のうち８７％を占める小規模事業者が全国で３３４万社あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいます。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう、政府におかれまして、地方の中小企業、小規模企業が好景気を実感するための対策を講じるよう強く求めます。

以上、意見書案２題につきまして、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案２件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書案につきまして、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書案について、ただいまから反対いたします。

意見書には、国への要望として、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、集合住宅などへの診療報酬改定については、実態調査を行い適切な対応を行うなど、切実な項目が挙げられております。

しかし、本意見書に述べられている医療介護総合法は、医療・介護を一体化した改定で、入院期間と機会を縮小し介護保険サービス中心の在宅を受け皿に移行させるものです。そして政府が実現させようとしている地域包括ケアは高齢者の「住み慣れた地域で最期まで」の願いを逆手に取り、自助や助け合いの考え方を基本に、医療費や介護給付費をできるだけ削減することが可能な脱施設、在宅偏重型のシステムになっています。このことは、介護保険の見直しによく示されています。

例えば、特養ホームの入所対象者を原則要介護３以上に限定し、要介護１、２の人を排除しました。在宅介護では、要支援１、２の人の訪問介護や通所介護、介護保険給付から外し、ＮＰＯやボランティアへの代替を可能にする市町村の地域支援事業に移行するとしています。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療と介護の連携、認知症施設の推進、地域包括支援センターの推進などが地域支援事業の課題として盛り込まれましたが、これらの費用を後期高齢者の伸び率の範囲内に抑制するものになっています。

財源につきましては、社会保障と税の一体改革による消費税の収入に充てるとしています。これでは社会保障に使われていました一般財源が他の支出に回され、国民は常に消費税増税か、社会保障切り捨てかを迫られることになります。そもそも、所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性の強い消費税を社会保障の財源とすることが問題ではないでしょうか。社会保障の財源は応能負担が原則で賄うべきです。

以上のことから、反対いたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第8号地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号中小企業の事業環境の改善を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 意見書案第10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、意見書案第10号玄海原発の再稼働に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

意見書案第10号玄海原発の再稼働に反対する意見書案の提案理由を説明をいたします。

ことし5月14日、関西経済連と九州経済連は、原子力規制庁を訪れ管内原発の一刻も早い再稼働を要望いたしました。

また、九州電力では、今年の7月8日には、鹿児島県川内原発1、2号機、7月12日には佐賀県玄海原発3、4号機の再稼働申請をしています。

一方、政府はことしの2月25日、原子力閣僚会議において、中長期的なエネルギー政策の指針となるエネルギー基本計画の政府案を発表しました。

その内容を見ますと、まず原発を重要な「ベースロード電源」と位置づけ、原子力規制委員会の基準に適合した原発は再稼働を進めると明記をしています。それら一連の動きにより、まず鹿児島の川内原発を再稼働し、それに引き続いて、申請のあった原発について

次々に再稼働する動きであります。

この間、原発の再稼働に関しては、大飯原発の再稼働に対してこれを差しとめるよう命じた福井地裁の判決が出ています。そこでは、まず憲法で保障された人格権を最優先しています。

判決では、「人の命を基礎とする人格権は、憲法上の権利で、日本の法律ではこれを超える価値をほかに見出すことができない」と宣言をしています。原発と人類が共存できないことをまず第1に指摘をしています。

また、第2に、他の技術とは異なる原発の本質的な危険性を繰り返し強調しています。しかも、時の経過によってその被害が拡大していることも原発特有の特徴であることを指摘をしています。

第3に、原発の安全神話に厳しい断罪を下しました。確たる根拠のない楽観的な見通しの下に初めて成り立つ脆弱なものと認めざるを得ないという指摘であります。

第4に、国民の命よりコストを優先する考え方をきっぱりと退けまして、住民らの人格権と電力との安定供給やコスト問題を天秤にかけた関電側の議論を法的に許されないと強調しています。

こうした司法の判決を無視してまであくまでも再稼働に固執する電力会社の今の動きは許せません。しかも、佐賀県の玄海原発はほかの原発以上の炉のもろさが指摘をされています。事故が起こってからでは取り返しがつかないことは、今の福島の状態を見れば十分です。避難計画も事故発生から全員避難までに数日間を要し、それも全てが順調にいった場合のみの試算です。専門家の中では、避難計画ではなく被曝計画とまで揶揄されています。この中間市民にも多大な影響を及ぼす直近の玄海原発の再稼働を認めず廃炉にすることを求めます。

以上、この意見書に対する皆様のご賛同を求めます。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第10号玄海原発の再稼働に反対する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と採決いたします。

日程第12. 意見書案第11号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第12、意見書案第11号旧日本軍「慰安婦」問題に対して日本政府の誠実な対応を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

旧日本軍「慰安婦」問題に対して、日本政府の誠実な対応を求める意見書案の提案説明をいたします。

戦後68年を過ぎた今でも、戦争被害は直接の被害者だけではなく、その子孫も親世代も傷つき癒されておられません。旧日本軍「慰安婦」問題は、その象徴的な被害であり、韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、マレーシア、インドネシア、オランダなど、多数の国に被害者が存在する国際問題です。1991年の金学順さんが慰安婦だったと名乗り出たのをきっかけに、女性の人権問題として持ち上がってきました。

日本政府は、各省庁から資料を提出させて2年間の調査を行い、1993年に河野談話を発表しました。河野談話は旧日本軍が慰安所の設置に関与したことや慰安婦が本人の意思に反して集められ、慰安所での状況は多くの女性の名誉と尊厳を傷つけたとして心からのお詫びと反省の気持ちを表明しました。

2007年アメリカ下院において、「日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」ことを日本が公式に認め、謝罪するように日本政府に求める決議が採択されました。その後、カナダ、オランダ、EU議会、フィリピン、韓国、台湾などでも決議が採択されています。

また、国連などの国際的な人権擁護機関からも早期解決を求める勧告が出されています。

このように、国際社会は慰安婦問題を現在に通じる重大な人権侵害と認識し、日本政府が誠実に対応することを要請しています。慰安婦問題に誠実に対応することは、戦争を遂行するために女性への人権侵害が二度とないようにするという、日本政府の世界への意思

表示となります。さらに、アジアの人々の戦争被害の傷を癒し、和解し、平和的に共存していく道筋をつくることになります。

日本軍「慰安婦」制度というのは戦争犯罪、人道に反する罪、国際法違反、日本国内の刑法にも違反する犯罪です。日本政府は、法的謝罪と個人的補償を行うべきです。被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなどの状況があるため、人道上からも政府による一日も早い対応が求められています。

国におかれては、旧日本軍による「慰安婦」問題の解決に図るため、次の事項について、誠実に実行するよう強く要望するものです。

1、旧日本軍による「慰安婦」被害者に対し、再度調査を行い、必要に応じ、謝罪の追加、理解ある保障及び名誉の回復に努め、誠実な対応を図ること。

2、旧日本軍による「慰安婦」問題の真相解明をさらに進め、人々の理解を深めるとともに、世界が同様の過ちを犯さないために、歴史の事実と教訓を次世代への継承に取り組むこと。

以上で提案説明を終わります。

皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第11号旧日本軍「慰安婦」問題に対して、日本政府の誠実な対応を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案

に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と採決いたします。

日程第 13. 意見書案第 12 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 13、意見書案第 12 号地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

宮下寛君。

○議員（5 番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。

地方教育行政法改正法案の廃止を求める意見書案の趣旨説明を行います。

教育基本法は、日本が引き起こした侵略戦争によってアジア諸国民 2,000 万人以上、日本国民 300 万人以上の痛ましい犠牲をつくったことへの痛苦の反省に立って憲法と一体に制定されたものだということでもあります。

戦前の教育は教育の自主性を権力で圧殺し、「お国のために血を流せ」と子どもに教える教育を強制をしてきました。子どもの教育が軍国主義を支える支柱の一つとなったのです。ですから、戦後の教育は、権力が教育の自主性を侵さないような制度をつくってきたのです。

1948 年、教育委員会法を提案した森戸辰男文部大臣は、国会の趣旨説明で、「権限の地方分権を行い、その行政は公正な民意に則するものとし、同時に制度的にも機能的にも教育の自主性を確保する」と述べています。

また、1976 年の全国学力テスト問題にかかわる裁判で、最高裁判所は、「子どもの教育は、何よりもまず子どもの学習する権利に対応しその充足を図り得る立場にある者の責務に属するもの」と裁定し、憲法判断として今日まで確立をしてきたものです。

すなわち、教育の主人公は子ども、教育はその子どもの権利を満たすために教育に携わり得る保護者、住民、教職員、専門家、さらには自治体などが利害の対立、また意見の違いを超えて力を合わせる営みなのです。

したがって、行政権力は教育にかかわる基準は子どもの学び成長する権利を保障するものになっているかどうかということではないでしょうか。

2006 年、第 1 次安倍内閣時に教育基本法を改悪し、国家権力が教育内容に介入する仕組みを導入しました。そして、今回の地方教育行政改定は、国家権力が直接教育内容に介入することを行うためであり、このことは戦前の教育に教育の自主性を権力で圧殺する教育に後戻りさせようとするものであり、断じて認めることはできません。戦後、半世紀を超えたこの間、培ってきた子どものための、国民のための教育を守り、発展させていくためにも、この意見書案への議員諸氏の賛同を願うものであります。

以上、終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第12号地方教育行政法「改正」部分の撤廃を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と採決いたします。

日程第14．会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第14、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第83条の規定により、議長において、青木孝子さん及び原田隆博君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、平成26年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 青 木 孝 子

議 員 原 田 隆 博